別表六(十一)の記載要領第１号中「特例)(」の次に「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号。第３号において「平成24年改正法」という。)附則第23条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、」を加え、「第３号」を「第４号」に改め、同第五号中「別表六（十四）の記載要領第５号、別表六（十五）の記載要領第５号」を「別表六（十四）の記載要領第６号」に改め、「特例)」の次に「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第23条第２項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)」を加え、同号を同第六号とし、同第四号中「「旧第７号」」を「「平成23年12月改正前の第７号」」に改め、同号を同第五号とし、同第三号中「「旧第４号」」を「「平成23年12月改正前の第４号」」に改め、同号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

３　「平成24年改正前の第７号」の各欄は、平成24年改正法附則第22条第１項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正法第１条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第２項又は第３項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の十二の表中

$\frac{(15)-(16)}{2\text{又は}12}$ （負数の場合は零とする。）	所有元本割合 $\frac{(16)+(17)}{(15)}$ （小数点以下３位未満切上げ。１を超える場合は１とする。）

を

$\frac{(15)-(16)}{2\text{又は}12}$ （マイナスの場合は０）	所有元本割合 $\frac{(16)+(17)}{(15)}$ （小数点以下３位未満切上げ（１を超える場合は１）

に改め、同表の記載要領第十二号を削り、同第十三号を同第十二号とする。

別表六の十一の表中

連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「52の①」）

を

連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「56の①」）

に、

被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額（別表四の二「９の①」）

を

被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額（別表四の二「９の①」）

に改め、同表の記載要領第二号中「「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「52の①」）(2)」」を「「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「56の①」）(2)」」に改める。

別表六の十一の表中

連結所得の金額（別表四の二「52の①」）

を

連結所得の金額（別表四の二「56の①」）

に改める。

別表六の十一の表中

連結所得の金額（別表四の二「52の①」）

を

連結所得の金額（別表四の二「56の①」）

に改め、同表の記載要領第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「特別控除)」の次に「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第２項若しくは第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)」を加える。